平成２９年（フ）第３６２４号
大阪府交野市星田１丁目28番29号
破産者　有限会社花竹
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６７号
大阪市浪速区桜川２－４－33ファミーユ桜川1003
破産者　有限会社正太郎
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３号
神戸市兵庫区七宮町１－６－２、商業登記簿上の本店所在地神戸市兵庫区島上町１丁目２番５号
破産者　有限会社スイタ産業
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０２号
兵庫県伊丹市西台２丁目４番８号
破産者　株式会社楽喰う
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
沖縄県宜野湾市字喜友名1039番地
破産者　株式会社ファイ
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２４６号
沖縄県浦添市伊祖１丁目22番５号　プレザントビル101
破産者　株式会社ＭＩＪ沖縄
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３３号
青森県八戸市大字大久保字大塚17番地161
破産者　株式会社ＬＥＡＰ
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
秋田市東通５丁目７番２号
破産者　株式会社エスエス興建
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０５号
秋田市桜１丁目６番21号、前住所福島県伊達市保原町富沢字沼ノ上33－２　株式会社光建社員寮
破産者　佐川　智志
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
宮城県多賀城市大代４丁目３番19号
破産者　株式会社宮城エスエス興建
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５２号
東京都八王子市元本郷町１丁目31番１号
破産者　有限会社一若組
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２１号
東京都昭島市拝島町２丁目19番22―202号
破産者　上原　庸右
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１６７号
東京都国立市富士見台１丁目23番地10
破産者　有限会社長生社
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１６９号
東京都国立市谷保7125番地の１ベルフォーレガーデン国立Ａ棟303
破産者　小林　恒子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３４７号
東京都羽村市神明台３丁目１番地22タイヨーハイツ103
破産者　鈴木恵美子
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０３号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅１―307
破産者　齊藤　早苗
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０７号
東京都多摩市馬引沢１丁目14番地の15スカイハイツ多摩301
破産者　金子　　亮
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
長野県諏訪市高島２丁目1281番地
破産者　高島建設株式会社
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第４０号
静岡県伊豆市土肥3908番地の２
破産者　有限会社伊豆からや
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
三重県桑名市大字西別所字駒広2138番地149
破産者　株式会社アリエス
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
三重県いなべ市北勢町阿下喜729番地
破産者　北勢商事株式会社
1　決定年月日　平成30年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係